

豊和村つくり協議会規約

(目的)

第1条 飯塚開畑地区に設置されたソーラーシェアリング発電設備による売電金額から拠出される「地域基金」(以下、基金という)等の管理、運営のために豊和村つくり協議会(以下、会という)を設置する。

- 2 基金は、飯塚開畑地区の農地の保全や農業支援、および豊和地区の環境保全と活性化、将来を担う子どもたちの育成、地域のための活動への支援のために使用する。

(基金の使用)

第2条 基金は前条の目的を踏まえ、以下のために使用することとし、具体的には協議会における協議により決定する。

- ① 飯塚開畑地区をはじめとする豊和地区の耕作放棄地の解消や農地と環境の保全
- ② 地域の振興や活性化、環境保全、子供たちの育成等、地域のために活動している団体等への支援
- ③ 子どもたちの育成に資する活動への支援
- ④ 新規営農や農村と都会との交流への支援
- ⑤ その他、会の目的のために必要な事項

(会の構成)

第3条 会は、以下の者で構成する。

- ① 北総東部土地改良区八日市場工区飯塚分区
- ② 飯塚開畑環境保全会
- ③ 豊和小学校およびそのPTA
- ④ 豊和保育所保護者会
- ⑤ 豊和地区内の各地区
- ⑥ 市議会議員、農業委員、青少年相談員等地域から選出された者
- ⑦ 豊葉会、匝瑳プロジェクト等、地域のために活動する団体
- ⑧ 匝瑳ソーラーシェアリング合同会社、及び市民エネルギーちば株式会社
- ⑨ Three little birds 合同会社
- ⑩ 会の目的や趣旨に賛同するものであって、協議会が認めた団体、法人、個人

(役員を選出)

第4条 会に以下の役員を置く。

- ① 代表 1名
- ② 副代表 若干名
- ③ 事務局長 1名
- ④ 会計監査 2名

- 2 役員は互選によって決める。
- 3 代表は、基金を拠出する者以外から選出する。
- 4 任期は一年とし、再任を妨げない。

(賛助会員)

第5条 会が認めた者は、助成金を支払うことで賛助会員となることができる。

- 2 賛助会費は、賛助会員となろうとする者が会と協議の上定める。
- 3 賛助会員は、総会にオブ参加することができる。但し、議決権は有しない。

(事務局)

第6条 事務局は、事務局長宅に置く。

(会の活動)

第7条 会は、基金の具体的な使用方法を決める他、自ら基金を活用して会の目的のために必要なことを行うことができる。

(総会、および定例会)

第8条 総会は、年一回4月に行う。

- 2 定例会は、原則として8月、12月に行う他、必要に応じて開催する。

(会の資金等)

第9条 会の運営資金は、基金の他、寄付金、賛助会費および助成金で賄う。

第10条 事務経費等、会の運営に必要な経費は、前条の資金で賄う。

第11条 会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附則1 この規約は、総会で変更する。

附則2 この規約は、2018年3月24日から施行する。

付則3 2022年4月3日改正、施行。